

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

## 約款に関する規律と生命保険契約

日本生命保険 白砂竜太

### 1. はじめに

生命保険契約（疾病・傷害定額保険契約を含む。以下、同じ。）は保険約款により取引されている<sup>1</sup>。保険約款には、取引関係が正常に進行しなかった場合のリスク配分等の付随的な契約条件のほか、生命保険契約の取引の対象である「保障」の内容（給付記述条項<sup>2</sup>）が定められており、保険約款は商品そのものであるとも比喻される<sup>3</sup>。

「保障」は、個々の保険契約者が抱える同質のリスクを集積し、それを多数の保険契約者の中で分散することにより、全体としての保険給付は安定し、給付の総和と保険料の総和が均衡するという考え方により設計されている。個々の保険契約者から集積するリスク、即ち、保険給付を行う条件は同じものであることが求められ、この技術的前提を担保する観点から、約款（附合契約）が用いられる。

近年では、支払対象に関する規定は、画一的・客観的に保険給付の可否を決する観点から、極めて詳細なものとなっている<sup>4</sup>。「保障」の内容は、料率計算、および、事実認定の可否も含めた大量処理の技術的要請とも密接な関わりがある<sup>5</sup>とともに、一般的な需要者の知見からは、どのような場面を想定する必要があるのかを検討することも困難であることから、当事者による個別交渉に馴染まず、保険者から定型的商品として提供されている。

生命保険契約の契約期間は、10年・20年・終身の単位で定められる長いものとなることが多い。その間、経済情勢や社会環境、また、近年特に需要が多い医療保険についてみれば取り巻く医療事情なども、大きく変わりうる。比較的基礎率が安定した死亡保険契約でも有配当契約という形で環境の変動リスクに備える事例が数多く見受けられるとともに、保険業法施行規則では第三分野保険における基礎率変更条項の存在も予定しているところである。

給付に関する保険契約上のトラブルが顕在化するの多くは「事故」が発生した時であり、当該契約の取扱を開始してから一定期間が経過した後ということになる。生命保険契約は長期の契約であり、そのときには同種契約が既に多数成立していることが想定されるとともに、それらの契約はその後も継続することとなる。「事故」が発生した契約についてどのように解決するかが問題になるとともに、当該約款を基礎

<sup>1</sup> 生命保険約款の例として <http://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/seiho/mirainokatachi/shiori/03.pdf>。

<sup>2</sup> 本稿では「給付記述条項」を、「契約の主要な目的を定める契約条項」の意味で、保険における「給付記述条項」では支払事由を定める条項（支払事由の限界・詳細を積極・消極に定める条項を含む）、免責事由を定める条項（支払事由に該当しても保険給付を行わない場合を定める条項）の意味で用いることとする。

<sup>3</sup> 倉沢康一郎「保険約款に対する司法的規制」保険学雑誌 456号(1972年)77頁参照。ドイツでは、このことを「法的商品としての保険」(岡京子「ドイツにおける生命保険約款の内容規制」早稲田大学法学会誌 52巻(2002年)130頁)とか「保険商品の決定要素」「本質部分」(山下友信「普通保険約款論」(2)法学協会雑誌 96号10巻(1979年)1160頁)という言葉で表現されるとされる。

<sup>4</sup> 長沼建一郎「消費者契約立法と生命保険契約 - 実効的な消費者保護に向けた基礎的検討 - 」生命保険経営 66巻4号(1998年)122頁では、手術給付特約の詳細規定を取り上げ「当該給付が払われるか払われないか、というのはまさに契約の核心的な部分であり、付随的条項とはいえない。しかしこの種の条項内容に対して、主目的部分のように契約者の明確な意思を要求することは、少なくとも全ての契約者に対しては困難であり、いわば第三の「中間的領域」の条項群ということが出来る。」と説明される(【別紙1】参照)。

<sup>5</sup> 【別紙2】【別紙3】参照。

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

とする「事故」が生じていない他の保険契約の処理も、過去・将来の双方に向かって問題となる<sup>6</sup>。

一方、保険契約者は、万一事故が発生したときに保険保護があるという期待があるからこそ、当面の目に見える反対給付がないにもかかわらず、保険料という対価を支払い続けている。保険保護の期待は、法的保護に値するか否かは別として、保険事故が発生した場合の具体的保険給付に比肩する重要な生命保険契約の効用であるとも考えられ、また、保険契約を継続した期間に応じて重みをましていくように思われる。トラブル発生時の契約者保護のメニューの一つとして、原状回復が考えられるが、時間の経過、特に被保険者の健康状態が変化しているような場合には、原状回復による解決が困難な場合も生じうる。「事故」発生時には、当該「事故」についての保障がなければ、契約者等の保護としては十分ではないという見方もありうる。

民法（債権関係）の改正に関する中間試案（以下、「中間試案」という。）では、約款に関する規律の創設が示されている。本稿では、上記のような視点も踏まえ、中間試案で示された約款に関する規律は生命保険約款との関係ではどのように考えることができるのか、検討することとしたい。

## 2. 第30, 1約款の定義

中間試案は「約款」を「多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」と定義する<sup>7</sup>。保険約款は上記の定義に該当するものと思われる。

なお、「1約款の定義」では、約款の各条項の性格の相違には言及されておらず、2以降でも同様である。生命保険においては、給付記述条項が付随的条項とともに約款に含まれており、同じ枠組みで規律されるのかが問題となる。

## 3. 第30, 2約款の組入れ要件の内容

### (1) 中間試案の概要

中間試案では、約款を用いた契約につき、「契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意」し、「契約締結時までに、〔約款使用者の〕相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合」に、約款は「その契約の内容となる」とされている。約款の各条項が契約内容となるための要件を緩和する（「包括的な合意」「希薄な合意」<sup>8</sup>のみで契約の内容とする）ものであり、約款の品質保証とセットのものとして理解されている<sup>9</sup>。「合理的に期待することができる行動」とは「その契約

<sup>6</sup> 保険期間が一定経過した後は「事故」の有無によりお客様のお申し出が180度異なったものとなり、実務では両者のバランスが取れた運用が求められる。

<sup>7</sup> これに対し、ドイツ民法（305条1項3文）・同旧約款規制法（1条2項）では、「契約当事者間で個別に交渉がなされたものは、約款ではない」（部会資料42別紙比較法資料）とする。この考え方は、第30, 1約款の定義では反映されていないが、第30, 3以降の規律は組入れ要件で契約の内容となった条項を対象とすることにより裏側から規律しているものと思われる。1に掲げる約款の定義は、「2組入れ要件」で契約の内容としうる契約条項群を示す意味合いしかなくなることとなる

<sup>8</sup> 本稿では、「約款による」という合意について、個々条項についての合意が必ずしもないことを課題意識とするものを「包括的な合意」と、契約内容の形成に参画することによる利益・不利益も認識した上での合意に至っていないことまで意識するものを「希薄な合意」としている。使い分けの趣旨については注40参照。

<sup>9</sup> 鹿野幹事発言（第50回会議議事録23頁）、沖野幹事コメント（ジュリスト1456号（2013年7月）32頁）、内田貴「民法改正のいま」（商事法務、2013年）75頁など参照。山下友信「約款の組入れ要件の立法論的検討」「前田重行先生古稀記念 企業法・金融法の新潮流」（商事法務、2013年）634頁では「組入れ要件をどの程度厳格なものとするかは、不意打ち条項の拘束力の排除を法定するか否かや、不当条項規制における不当性の

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

の内容や取引の態様、相手方の属性、約款の開示の容易性、約款の内容の合理性についての公法的な規制の有無等の事情を考慮して定まるものと考えられる。」とされる（中間試案「概要」）。

## (2)生命保険約款の組入れ<sup>10</sup>

一般的な生命保険商品については、保険約款はご契約のしおりに合冊されており、保険契約の申込みに先立って保険契約の申込者に交付する実務が定着している<sup>11</sup>。生命保険契約が約款によることについては、申込書等で言及していることが通例であるし、また、保険契約が保険約款によるということは世間一般に定着しているものと思われる。現行の生命保険契約の一般的な取扱は、民法が求める組入れ要件を注書きのレベルで充足していると評価できるものと思われる<sup>12</sup>。

一方、「合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる」という要件について、補充分科会では、ケースによっては目の前に提示されたものを「受け取って読む」といった程度に限定されるという考え方も示されている（第2分科会第5回会議）。生命保険業界では、早くから約款の交付、契約内容・約款のご契約者宛説明に取り組んできたが<sup>13</sup>、これまでの経緯を踏まえた業界の今日的な考え方は、約款の提示による契約内容の理解には限界があり、むしろ重要であるのは、契約内容をわかりやすく説明すること、さらには、保険加入にあたって理解することが必要な真に重要な情報に注力して情報提供することであるということのように思われる<sup>14</sup>。このような経緯に鑑みると、契約締結にあたって一律に約款の提示が求められ

---

判断基準をどのようなものとするかとの相関関係でも考える必要がある」とする。中間試案（本文）が想定する開示水準は、「約款の内容を知ることができる機会」さえあれば、内容を知らずとも、また内容について一切説明がないような状態が想定されているものと思われる。「不意打ち条項」「不当条項」の評価にあたっては、このような組入れ要件を前提に検討されていることに留意する必要があるものと思われる。

<sup>10</sup> ドイツ旧約款規制法は、その制定時、保険約款については、監督庁の認可を条件として事前開示の要件が緩和された。山下前掲注3,1219頁によれば、これは「監督庁の認可に特別の意味が与えられたということよりも、契約の大量性を理由に拘束力が一律に認められるべきであるという価値判断によるものといえる」とされる。

<sup>11</sup> 現行実務では、物流管理が現実的には不可能である等の制約により、一部、約款は事後送付となっている取扱等がある。このような類型については、ウェブサイトへの掲載や募集過程において希望により約款を個別に交付する旨の案内を行う等の対応が必要になる。

<sup>12</sup> 生命保険契約締結時の交付書類の概要につき「[生命保険・相談マニュアル](#)」（生命保険文化センター・2013年）53～55頁参照。なお、近年では、約款をCD-ROM等で提供する取扱も見受けられる。今日における一般的なITスキルを前提とすると、特段の事情がなければ、CD-ROM等による約款の提供も、「合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会」が確保されているとして差し支えないものと思われる（中間試案「補足説明」37頁参照）。

<sup>13</sup> 小林雅史「[顧客への約款等の開示について](#)」（ニッセイ基礎研 REPORT 2009年12月）によれば、昭和38年には保険審議会の答申を受けて「ご契約のしおり」（契約の内容について、一般消費者にもわかりやすくするため保険約款の重要な部分を平明に解説し、また、契約者が契約締結にあたって熟知しておくべき事項をまとめたもの）の提供を開始、昭和50年には約款の交付を事後交付から事前交付に変更・交付の徹底、平成8年に業法施行規則中の保険証券への約款記載・添付条項が削除されたとされる。

<sup>14</sup> 「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」（座長：野村修也中央大学法科大学院教授）の[中間論点整理（平成17年7月8日）](#)では、「保険商品の多様化・複雑化によって、消費者が保険商品を理解する必要性がより一層高まっているにもかかわらず、説明すべき事項の増加等から、消費者に提供される情報量が過大となっていることにより、かえって消費者の理解が妨げられている」との課題意識から「一般的な消費者であれば理解しようとする意欲を失わない程度の情報量に限定」し、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報＝「契約概要」（商品内容についての理解を促進させるという機能を有するもの）、顧客に対して注意喚起すべき情報＝「注意喚起情報」（告知義務等のいわゆる不利益情報について注意を喚起（警告）するという機能を有するもの）に情報を整理し提供を行うことが提言されている（報告書5～6頁。現在では、「契約概要」「注意喚起情報」については「保険会社向けの総合的な監督指針」でも定められている）。なお、金融審議会「[保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ](#)」（座長：洲崎博史京都大学大学院法学研究科教授）[報告書（平成25年6月7日）](#)では、「保険業法においても、保険会社及び保険

## 【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

という考え方は、かえって契約内容の実質的な理解の妨げとなる懸念もあるように思われる。

### (3)組入れの瑕疵

約款使用者の相手方に約款の内容を知ることができる機会が契約締結時までになかった場合<sup>15</sup>、生命保険契約においては、給付記述条項が契約の内容とならず、保険契約は契約の要素を欠き成立しないとも考えられる<sup>16</sup>。一方、「個別合意」や契約締結過程における商品説明等により契約の要素が確定できる場合には、その部分を中心とした契約が成立しているとする考え方もありうるようにも思われる<sup>17</sup>。

中間試案は、約款の組入れ要件を、約款を包括的に契約の内容とする手続的要件とするに留め<sup>18</sup>、契約内容の適正化は不意打ち条項審査、不当条項審査により図る枠組みとする趣旨と考えられる。組入れ要件を充足しない場合でも「個別合意」等を中心とした契約が成立するという考え方によると、この枠組みを離れた不透明な約款規制が行われることとなり、契約関係が極めて不安定になることが懸念される<sup>19</sup>。組み入れに瑕疵があった場合、保険者は保険約款によってしか保険契約を締結しなかったと認めることができるような場合には、そもそも契約関係は成立していないという考え方が合理的であると考えられる<sup>20</sup>。

## 4. 第30, 3不意打ち条項

### (1)中間試案の概要

中間試案は、「当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができない」約款条項は、組入れ要件によっては契約の内容とはならないとする。「その条項には組入れの合意が及んでいないと考えられる」と説明される（中間試案「概要」）。

「約款に含まれていることを合理的に予測できない」という要件には、レベル感に幅がありうるものと

---

募集人が保険募集を行う際に、現在は契約概要及び注意喚起情報として提供することが求められている項目を中心に、顧客が保険加入の判断を行う際に参考となるべき商品情報その他の情報の提供を行うことを義務付けるとともに、契約概要等については本義務に基づく情報提供を行う場合の標準的手法として位置づけ直すことが適当であると考えられる。」とされている。同WGからは、契約概要等の現行募集文書につき「消費者が保険加入に当たって理解することが必要な真に重要な情報を掲載するという本来の目的に立って、記載内容の見直し・簡素化を行うよう」促されている。

<sup>15</sup> 「合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会」を限定的に解釈する場合、申込手続前に約款を持参することを失念した場合や持参しても交付を失念したというような場合が問題になりうる。この他に、組入れの瑕疵が生じる場面として、誤って異なる約款を渡してしまったような場合や印刷物に誤記があったような場合などが考えられる。実務は無謬を目指す、エラーが全く発生しないということとはありえない。民事立法においては、このような場合も視野に入れた検討が必要と思われる。

<sup>16</sup> 山下友信「保険法」(有斐閣,2005年)(以下、「山下「保険法」とする。)112頁(脚注52)では、「約款全部の拘束力を否定すると保険契約そのものが無効となる可能性が大きい」とされる。

<sup>17</sup> ドイツ旧約款規制法6条(現独民法306条)では、約款の全部または一部が無効・組入れられない場合、「契約はその他の部分で有効」と定め、欠落部分は任意規定あるいは補充的契約解釈により補充されるとされる - 石田喜久夫「注釈 ドイツ約款規制法[改訂普及版]」(同文館出版,1999年)81頁)。中間試案では、組入れ要件によらなくても、「個別合意」により約款の特定の条項が契約の内容になる場面も想定されている(中間試案「補足説明」368頁など)。

<sup>18</sup> 山下前掲注9,628頁参照。

<sup>19</sup> 何らかの契約が成立しているとする場合、特に長沼前掲注4における「中間的な領域」のようなものについて具体的にどのような契約が成立しているのかが問題になる。

<sup>20</sup> 生命保険では、会社の本店で引受審査、諾否の判断を行っており、保険証券でも「約款に基づいて契約を締結する」旨が明記されている。約款によらない保険契約は意思の合致が欠けるものと考えられ、保険契約は成立していないものと考えられる。なお、契約無効が確定するまでに保険契約者が享受した付保の利益の精算は、第5, 2無効な法律行為の効果の規律に服することになるものと思われる。

## 【平成25年度大会】

### シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

思われるが、具体的水準・射程範囲については明らかではなく、本邦では裁判例も乏しい<sup>21</sup>。典型例として抱き合わせ販売が挙げられるが、給付記述条項中の給付範囲を限定する条項のようなものも広く該当する形となっている。

不意打ち条項規制は、現在示されている約款の組入れ要件が「相当ゆるゆるの最低限の要件」であることとのバランスで導入しているとも理解される（山下委員発言（第50回会議議事録42頁）参照）。このような位置づけからは、不意打ち条項規制は中間試案では独立の規律として示されているが、約款の開示の程度との相関関係も、「一切の事情」の中で、評価することになるものと思われる<sup>22</sup>。

#### (2)給付記述条項の一部への不意打ち条項規制の適用について

レトリックではなく実質として考える場合、積極的・消極的いずれにせよ給付を制限するようなものは、不意打ち条項規制の対象とも考えられる。しかし、「購入した商品」というレベルにおいては給付記述は基本的に不可分一体であると考えられるし、また、給付を制限するフレーズが不意打ち条項規制により適用除外されると、給付範囲が拡大し、約款使用者は本来想定されていた以上の契約上の義務が課されることとなる。これは抱き合わせ販売や売買契約に隠れた別途の約定等への適用とは異質なものと考えられる。

また、不意打ち条項規制の基本的考え方は不完全な合意について合意の成立を認めないというものであることからすると、その効果も何も無かった状態への回帰が原則形であるように思われる。「含まれていることを合理的に予測することができない」との文言からは、あると思っていたものがなかったという類型は対象とは考えられていないものとも解される。

合理的に予測できないという要件と、本来得る事がなかった給付を獲得するという効果は、要件と効果のバランスを欠くようにも思われ、契約内容を形成し、新たな権利・義務関係を創造するような適用になる場合には、不当条項規制の射程範囲も考慮しつつ、慎重な検討が求められるものとする。

#### (3)生命保険契約への適用

生命保険契約の担保範囲にかかるトラブルは、なんらかの「事故」が発生した時に顕在化し、その際に当該「事故」についての保障がなければ、契約者等の保護としては十分ではないという見方から、契約締結時の情報提供が不十分であった場合には保険者は保険金相当額を賠償とすべきとする見解<sup>23</sup>や、不利益条項の援用が制限され

<sup>21</sup> 山下前掲注3,1220頁では、ドイツ旧約款規制法における不意打ち条項規制の通説的解釈について、「具体的には、契約締結の際の顧客の正当な期待と、AGB〔報告者注：普通取引約款〕内容の矛盾が問題であり、契約時の全状況を考慮して、たとえば、契約の外形的表象（原独語 略）とくに契約類型、本質的内容、契約文書の構成と「包装〔原独語 略〕」（たとえば保険の標題など）広告などを基準に判断され、この判断に際しては同時に、主観的要素として個々の顧客の知識、経験が考慮されなければならないとされる。その例として、新価保険として標題のつけてある家具保険で、AVB〔報告者注：普通保険約款〕中では通常は新価の填補はなされないということが定めてあるという例や、権利保護保険〔原独語 略〕で、宣伝には完全な保護がうたわれていながら、幅広い免責事由が含まれているという例が挙げられている」と紹介される（ただし、ここで挙げられているような例は、今日では契約目的を危殆化する条項として議論が深まっているものと思われる）。

<sup>22</sup> このバランス感からは、約款を事前に提示（少なくとも現行の生命保険の実務のように契約概要やご契約のしおり、注意喚起情報で契約条件を提示）しているような場合には、「合理的に予測することができない」と評価される場面は考えにくくなるものとも思われる。生命保険約款中の給付記述条項は、特に重要であり、かつ、約款の目に付きやすい箇所に記載されている。このような約款条項が、約款が事前に提示されているにもかかわらず不意打ちと評価されるようなことがありうることになると、約款の事前提示は、民事上全く意味のないことになるように思われる。

<sup>23</sup> [法制審議会保険法部会第19回会議（平成19年11月14日）](#)では、情報提供義務違反の効果について検討がなされ、保険金相当額の賠償責任を負うべきという見解も示されたが、「場合によっては、保険金相当額の損害賠償も認められることもありうる」と考えられるが、そのためには、少なくとも、事実認定の問題として、説明義務違反がなければ保険契約者（保険金受取人等）が保険金の支払を受けることができたはずであるという関

## 【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

る場面があるとする見解がある。「合理的に予測することができない」条項について契約への組入れを否定し、拡大した保障内容による保障が契約上の義務になるという結論は、このような立場に親和的であるように思われる。しかし、このような立場においても、契約者等に保険保護への期待が形成されていないような場合や期待した事象への保険保護がなくとも契約を締結していたような場合、当該事象を担保する他の保険種類が無いような場合には結論は変わりうるように思われ、上記のような立場においても、「合理的に予測することができない」という要件のみでは適切な規律とはならないように思われる。

さらに、当該「事故」についての取扱と将来の取扱は同じに考えられるのか、事故が生じていない他の契約も同様の取扱となるのかといった問題もある。保険契約における給付記述条項は基本的には全体が不可分一体であることも考えると、給付記述についての認識相違の処理は錯誤法制によるべきものと思われるし、また、仮に給付記述の一部への適用があるとしても、当該事案においては適切な補充が、また、他の保険契約については適切な瑕疵の修補の方策が整備される必要があるものと思われる。<sup>24</sup>

## 5. 第30, 5 不当条項規制<sup>25</sup>

### (1) 中間試案の概要

中間試案は「前記2〔組入れ要件〕によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合」には当該条項は無効とすることとしている。当事者の交渉や合意によって合理性を確保する過程を経ていないことを規制の根拠とし<sup>26</sup>、「包括的な合意」「希薄な合意」のみで約款を契約の内容とするための品質保証を確保する趣旨であると理解される<sup>27</sup>。

---

係が認められる必要があると解される。」とされるとともに、「保険契約者間の衡平等の観点からも合理的とは言い難い」と課題指摘されている（会議用資料20参照）。

<sup>24</sup> なお前述のとおり、生命保険の実務では契約締結にあたり保険契約に関する情報をきめ細かく提供しており、基本的には不意打ちと評価されるようなものはないと思われる。しかし、契約概要やパンフレットの記載内容と約款との差異や、約款中の「中間的な領域」は、不意打ち要素を包含しやすいものと考えられる。実務では、募集時の説明や契約プロセスも含めた商品の全体像の中で、担保範囲の制限が予期しないものとならないよう（更には期待に合致したものとなるよう）、募集文書の第三者の目による評価やお客様からの不満申出の管理・分析等を通じて継続的な改善取組を行っているが、このような取り組みの重要性が今後増していくことになる。

<sup>25</sup> 民法における約款を対象とする不当条項規制は、消費者契約法における不当条項規制とは対象も趣旨も異なること、事業者間取引においても適用があることなどからは、消費者契約法10条とは異なったものになるものと思われるが、「第26, 4信義則等の考慮要素」もあり、どのような運用・相場感となるのかは必ずしも明らかではない。

<sup>26</sup> 部会資料42, 38頁では、一方当事者が契約内容を定め、他方当事者は契約内容の形成に関与していないこと（附合契約の課題）も規制の根拠として挙げられているが、中間試案の概要・補足説明では規制の根拠として取り上げられていない。また、「交渉力の格差」の解消等、「弱者保護などの政策課題を実現しようとするものではない」とされる（中間試案「補足説明」377頁）。このことから「附合契約」ということのみでは不当条項規制の適用対象とはならないということになるのではないとも考えられる。なお仮に、附合契約であることを問題とするものであったとしても、認可約款であることをもって不当条項規制の対象外とする考え方は採用されなかったものの、相当の知見及び交渉力をもった主務官庁の審査を経た約款は、交渉を経たことによる合理性の確保という観点では、私人間の交渉を経たもの以上の成果に至っているとも考えられ、民法における約款を対象とする不当条項規制の「一切の事情」の評価の中では、相当の重みをもって評価されるべきもの（或いは規制の根拠を欠くもの）とも考えられる。

<sup>27</sup> 中井委員は「希薄な合意という形で法的拘束力を認める以上は、内容の合理性の担保が必要不可欠で、その制度的保障として具体的になにがあるかという観点から、それは不当条項規制であろう。」とする（第50回会議

## 【平成25年度大会】

### シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

前段審査は、「その条項がなかったとすれば適用され得たあらゆる規律」<sup>28</sup>を基準として、相手方の権利を制限・義務を過重するものであるか否かを判断することとしている。積極・消極を問わず、実質的に給付範囲を制限する条項は、文理上は「当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限」するものともいえる。しかし、不当条項規制の前段審査は、比較対象とすべき標準的な内容からの乖離を問題とするものであって、単純に当該約款規定がない場合を想定して有利・付利を判断するものではないと理解される<sup>29</sup>。

消費者契約法においては、契約の主要な目的、及び、商品等とその対価の均衡性については、不当条項規制の適用対象外<sup>30</sup>と考えられてきた。中間試案では、「中心部分に関する条項が不当条項規制の対象となるかどうかについては、明文で定めることはせずに、解釈に委ねることとしている」とされる<sup>31</sup>。前段審査についても、中心条項をアプリアリに不当条項規制の対象から除外せず、当該事象を対象とする規律がないような場合には、比較対象は信義則や公序良俗等の一般法理まで遡るといった考え方が示されている<sup>32</sup>。

なお約款の一部条項が無効とされる場合、契約解釈の一場面であり、第29契約の解釈、3の示す補充的解釈により補われるとされる（中間試案「補足説明」51頁）。

#### （2）給付記述条項への不当条項規制の適用について<sup>33</sup>

---

議事録64頁）。沖野幹事は「組入要件において希薄な意思で組入れが認められるからこそ合意内容への介入となる内容規制が通常の契約や中核的な合意よりも広く認められると言えますし、不当条項規制による内容の合理性の担保があるからこそ組入要件の下での意思で契約内容化が認められるとも言えます。」とされる（ジュリスト1456号（2013年7月）32頁）。

<sup>28</sup> 中間試案の「概要」では、比較対象につき、「不当条項であるか否かの判断基準については、これを明確にする観点から、比較対象とすべき標準的な内容を条文上明らかにすることとしており、具体的には、その条項がなかったとすれば適用され得たあらゆる規律、すなわち、明文の規定に限らず、判例等によって確立しているルールや信義則等の一般条項、明文のない基本法理等を適用した場合と比較」することとされている。山本（敬）幹事は、「当該条項が存在しない場合」の趣旨について、「何もなければデフォルトルールが適用されるわけであって、それと異なることを約定しようとしていることが不当性の基準になると思います。その意味では、法律に明文の規定があるかどうかではなく、デフォルトルールとして一般に認められているところがあるならば、それを基準とすべき」とされる（第51回会議議事録23頁）。

<sup>29</sup> 債権法部会では、消費者契約法と同様の構造を採用することについては異論もあったところである（第51回会議 道垣内幹事発言（議事録21頁） 山下委員発言（議事録23頁）など）。

<sup>30</sup> 第147国会では「契約における価格や目的は、本法の無効とすべき契約条項の評価の対象外となる事項であり、これらの条項は、本法第8条から第10条までの規定には該当しないため、本法案によっては無効とならない」と説明されている（「逐条解説 消費者契約法」（平成14年3月内閣府）17頁）。消費者保護法制における議論では、価格と給付の均衡性は市場が決定するものであって裁判所が決めるものではないという考え方、何を取引するか（契約の要素）は当事者が決めるしかないという考え方から、不当条項規制が及ばない領域として「中心部分」という考え方が観念されてきた。（山本豊「不当条項規制と中心条項・付随条項」別冊NBL54号（商事法務、1999年）104頁、小林道夫「消費者契約法における内容規制の対象と保険約款」（「商事法への提言 落合誠一先生・還暦記念」（商事法務、2004年））722頁以下、部会資料42、46頁など）

<sup>31</sup> 中間試案「補足説明」377頁。ただし、「商品や役務の対価以外にどのような条項が含まれるか必ずしも明らかではない」ともされている（中間試案「補足説明」376頁）。

<sup>32</sup> 中井委員は「中心条項自体が問題になったときに比べるものがなければ、果たして無効になるのは、暴利行為的な適用がある場合になるとすると、対象としてもしなくても、結論は変わらない」とされる（第51回会議議事録22頁）。なお、部会では、「表面契約とそれに関する法的ルール」および信義則を基準とする考え方（鹿野幹事・第51回会議議事録19頁）や比較対象となる標準的な法理がない場合につき、「合意はあるのだけでも、それがそれを打ち消すような条項が入れられているような場合」には当該合意が基準になるという理解（沖野幹事・第51回会議議事録27頁）が示されている。

<sup>33</sup> 保険約款中の給付記述条項への消費者契約法の不当条項審査の適用については、小林道夫前掲注30、同「保険約款における給付記述条項の内容規制」（損害保険研究67巻2号（2005年））他、山下「保険法」128頁以下、同「消費者契約法と保険約款 - 不当条項規制の適用と保険約款のあり方」生命保険論集139号（2002

## 【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

保険商品のように約款の給付記述条項で表される商品も、約款使用者が技術上の要請や実務対応の限界を踏まえて設計・提供する定型的商品である。どのような商品をつくるのかということについては、基本的に商品の提供者の意思が尊重されるべきものと思われる。また、当該商品の完成度が低いとか、性能が悪いといったことも、法が介入すべき話ではないものと思われる。中心部分に関する条項についてのコントロールの手法としては相手方への開示が中心になるのに対し、付随的な条項の適正化に当たっては内容規制が中心になり、規制手法の重点が異なっているということを挙げる見解もある（部会資料42,46頁）。給付記述条項の一部の効力否定は、取引の対象そのものが変質することとなり、付随的な条項への適用とはかなり異質なものと考えられる。

一方、有体の商品であっても、その商品が通常有すべき品質や安全性を欠いている場合には、法の介入がありうる。給付記述条項への不当条項審査は、このような性質のものであると考えられ、「商品」の最低限の品質確保に向けた司法の適切な介入はやむを得ないものとも考えられる。

### (3)生命保険契約への適用

一般論として、保険約款の特定の条項、特に担保条項・免責条項が契約内容とならない場合や無効となる場合、生命保険制度の運営に与える影響は極めて大きい<sup>34</sup>。「約款」は多数の相手方との契約に適用されることを前提とするものであって、特定の条項が「不当」として無効とされた場合、その影響は事実上は他契約にも及ぶ大きなものとなることなどを踏まえると、効果に見合った厳格な適用であるべきとも考えられる。

一方で、学説では、既に「解釈」という手法を通じた契約内容への司法介入は行われているとされ<sup>35</sup>、また、「保険の担保範囲・免責範囲を規定する契約条項であっても、それによって一般的な保険契約者が当該保険に加入する意味を大幅に減じてしまう場合（契約目的の危殆化）もあり得るため、アプリアリに不当条項規制の適用を除外すべきではないとの見解も有力に主張されている」<sup>36</sup>とされる。公表されている学説では、生命保険約款の担保範囲・免責範囲に関する規定であっても、給付記述の形をとるか制限の形を

---

年）山本豊前掲注30、長沼前掲注4等で検討されている。

<sup>34</sup> ドイツ旧約款規正法では、制定時、保険学者・業界・監督官庁こぞって保険約款への適用除外を要求したとされ、その理由として、普通保険約款は保険という無形の商品を形作るための「値切られることのできない商品要素」であり他の約款とはその本質を異にしていること、保険契約の基礎にある団体的・技術的要請があること、が挙げられたとされる（岩崎稜・山下丈「西ドイツ普通取引約款規制法について」生命保険文化研究所所報67号（1984年）27頁）。この課題については、旧約款規制法8条（給付記述条項については不当条項規制の適用がない（当時の解釈 吉川吉衛「普通保険約款に対する内容コントロール」損害保険研究42巻2号（1980年）122頁参照））により、配慮されていたように思われる。

<sup>35</sup> 山下「保険法」125頁では、現行法下でも「解釈を通じた不当性の除去の手法はしばしば用いられており、約款条項の文言が大幅に修正されている事例が少なくない」として、代表的な裁判例を紹介される。内田前掲注9,78頁では、約款の中に入っている契約条項については、90条の適用によるほか、契約の解釈という手法も柔軟に用いて、裁判所による不当な条項の規制が現実になされており、その判断は、通常の合意がある場合より厳格になされていることは明らかだというのが学界の評価です。中間試案の内容は、現実に裁判例が行っている不当条項のコントロールを超える規制を課すという趣旨ではなく、あくまで現に存在するルール of 透明性を高めるということが意図されているのです。」とされる。

<sup>36</sup> 後藤元「個人賠償責任保険における地震免責条項の解釈」損害保険研究75巻1号（2013年）193頁。山下「保険法」131頁では、「不当条項規制により担保条項や免責条項について無効とするとリスクと保険料の均衡関係を破壊し、保険制度の運営を不可能にするおそれがある」という考え方そのものには合理性があるとしつつ、「（担保条項や免責条項についても）約款全般に共通する病理現象は等しく存在するのであり、担保条項や免責条項を無条件に不当条項規制の対象外とする特権化を認めることの当否も疑わしい」とし、「担保条項や免責条項に対する不当条項規制の適用は、この両面のバランスをとって考えられるべきものであり、アプリアリに不当条項規制の適用がないという前提に立つべきではない」とされる。

## 【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

とるか形式は問わず、保障の根幹部分以外の領域、すなわち「契約の要素や主要目的とはいえない部分」（小林（道））「各保険類型の詳しい内容」（山本（豊））は不当条項審査の対象とすべきであるという考え方が有力であるように思われる。不当と評価するメルクマールとしては、「契約目的を危殆化」するかがその一つであるという考え方が示されている<sup>37</sup>。

なお、山下「保険法」131頁では、「不当性の判断に際しては、保険制度であることによる担保範囲の拡大や免責範囲の縮小の限界も認識されるべきであり、収支相等を根幹から崩すような規制までもすべきものではない。」とされる<sup>38</sup>。ドイツ民法139条（第5, 1法律行為の一部無効のモデルとされる）においても、法律行為の一部が無効とされた場合の効果につき、「無効である部分がなくともその法律行為が行われたであろうと認めることができない場合には、法律行為の全部が無効」になるとし、バランスをとっている<sup>39</sup>。保険収支に影響が及ぶような場合には、「その法律行為が行われたであろうと認めることができない場合」に該当するとともに、後段審査の「相手方に過大な不利益を与える場合」に該当しないものとする。

### （4）約款使用者による説明の評価

組入れ・不意打ち条項規制・不当条項規制は、それぞれ相関的に評価すべきものと思われ、機会の提供に留まって約款の提示すら受けずに締結した契約と、しっかりした約款の提示や情報提供があった契約が同様に評価されることには違和感がある。この点、中間試案は組入れ要件により契約の内容になっているか否かにより、不当条項規制の適用が左右されることとしているが、中間試案の補足説明（376頁）では「契約の締結過程において相手方が契約の内容を明確に認識した上でそれに拘束されることを合意」した場合には、約款を対象とする不当条項規制の前提が失われることを示唆している<sup>40</sup>。

<sup>37</sup> 山下「保険法」131頁では、「〔担保条項や免責条項に〕不当条項規制を適用するとすれば、ドイツでいう契約目的の危殆化という観点が参考とされるべきである。」とされる。ドイツ民法307条2項2号（旧約款規制法9条2項2号）参照。山下前掲注3, 1215頁、同「消費者契約法と保険約款」（前掲注33）34頁では、ドイツにおける普通保険約款への約款規制法による内容規制の議論について言及されている。近年のドイツにおいては契約目的危殆化基準による「給付内容の確定」部分への内容コントロール事例も見受けられるようになったと紹介されている（生命保険論集139号36頁）。なお、契約目的を危殆化するものであるか否かを判断するための要素は、学説でも固まっているわけではないという指摘もある（後藤前掲注36, 194頁）

<sup>38</sup> ヨーロッパ保険契約法原則（第2：304不当条項3項（b））でも「引き受けられた保障〔中略〕に関する本質的事項を規定する条件」は不当条項規制の適用対象外とする。なお、後藤前掲注28, 194頁（脚注26）では「事業者が自らの負担すべき給付の範囲を読み誤った結果として顧客から受領していた料金では費用を賄いきれなくなるという状態は、保険業に限って生じる問題ではなく、保険事業者だけが特別扱いされる必要はないとする。解釈を通じた実質的な不当条項規制は、形式的には約款が定める意味内容を探求するものであるから、契約の内容に沿った責任を負うべきという結論に親和的であるが、不当条項審査を通じた約款条項の効力判断は、「不当」な約款を作成・使用した責任を問うものであって、不当性の程度を含む当該事案を取り巻く事情にもよるが、保険者や保険集団が負担する不利益のバランスを考慮する余地もあるように思われる。

<sup>39</sup> なお、旧約款規制法6条の流れを汲むドイツ民法306条では、任意規定・補充的解釈により補われた上で、なお約款使用者に過酷となる場合には全体が無効とされる。

<sup>40</sup> 中間試案「補足説明」376頁では、「従来、契約は当事者の合意があって初めて当事者を拘束するということが前提とされてきたが、契約の締結過程において相手方が契約の内容を明確に認識した上でそれに拘束されることを合意する限り、その内容の合理性も一定程度確保されると考えることが可能である。」とされている。ドイツ（約款規制法施行前）では、不当条項審査の対象から除外される（組入れ要件によらずに契約の内容となる）べき「個別的合意」につき、約款条項について交渉の余地があり、かつ、そのことを約款使用者の相手方が知っていたことが必要、とする連邦裁判所裁判例があるとされ（河上正二「約款規制の法理」（有斐閣, 1988年）141頁）、債権法部会でもこの水準を意識した発言があった（鹿野幹事（第50回会議議事録24頁）など）。これは、契約内容の形成過程に参画することによる、利益・不利益も認識した上での合意に至っていないこと（「希薄な合意」）を約款を対象とする不当条項規制の規制根拠とする考え方であるように思われるが、中間試案の補足説明に挙げられた考え方は必ずしもそうではなく、却って、包括的合意はあるが内容までは認識していないことが約款を対象とする不当条項規制の規制根拠と考えているようにも見受けられる。

## 【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

生命保険約款の給付記述条項は、保険者が技術上・料率上の制約を踏まえて提供する定型的商品であって、保険約款以外の条件による契約の締結はありえず、個別交渉の余地はない。その分、しっかりした情報提供を行っており、契約者は、少なくとも情報提供の範囲では、契約の内容を認識した上でそれに拘束されることを合意しているものと考えられる。このような場合に約款が「組入れ要件によらずに」契約の内容になっているといえるのか否かは不明であるが、少なくとも、行われた商品内容の説明は、「一切の事情」の中で十分に考慮すべきものとする<sup>41</sup>。

## 6. 第30, 4約款の変更

### (1) 中間試案の概要

中間試案では、既に成立している契約に適用される約款について、約款使用者の側から一方的な変更を認める規律を設けるか、引き続き検討を行うこととされている。約款条項中に変更条項を持つ場合と、持たない場合で要件などは変わりうるものと思われるが、審議では、前者は主に不当条項規制の問題とし、後者について検討されている模様である（第2分科会第5回会議議事録参照）。

### (2) 生命保険の実務の概要

生命保険契約は、契約を締結した時々の約款が適用される。実務では、契約した年代ごとに条件が異なる契約を重層的に管理する体制を構築してきた<sup>42</sup>。

これまで、既に締結した保険契約の保険約款の変更は、変更についての同意取得の問題や、「不利益変更」の取扱（総契約者でみると有利変更でも個々契約者では不利益になる可能性がある場合を含む）が明らかでないこと、なにより長期にわたって安定的に契約を維持することが生命保険会社の使命であることなどから、保険法施行等の法令の改正に伴うもの<sup>43</sup>などを除き、基本的に行われてこなかったものと認識している。

### (3) 生命保険契約への影響

今後検討される論点であり、この場では考えられる変更について紹介するに留める<sup>44</sup>。

ア．法令の改正により改正を余儀無くされるもの（保険法改正や民法改正など）

イ．暴力団排除条項の導入など社会の要請により対応を行うもの、その他環境の変化へのやむを得な

<sup>41</sup> 山下「保険法」131頁では、保険約款の担保条項・免責条項への不当条項規制につき、「契約目的の危殆化という観点によるとする場合にも、契約締結時における担保条項や免責条項の開示や免責部分の特約による担保の選択可能性の提示などの事情を考慮すべきである」とされる。

<sup>42</sup> 年代ごとに異なる保険給付の例として、【別紙3】【別紙4】、「生命保険・相談マニュアル」（前掲注12）124頁「2. 手術給付金について」などを参照。なお、それぞれ料率が異なり、単純に約款の変更の問題で解決できるものではないことに留意する必要がある。このほかに、年代により事務取扱が異なるものもある（【別紙5】参照）。

<sup>43</sup> 保険法の施行にともなう既契約約款の変更については、小林雅史「[保険法施行後の各生保会社の対応](#)」（ニッセイ基礎研 REPORT 2010年7月）井上享「[保険法施行に伴う生命保険約款の改正 既契約にも適用される新法主義条項を中心に](#)」（生命保険論集 174号、2011年）等で紹介されている。保険法の改正に伴う約款の変更にかかる「周知」は、インターネットによる公表及び個別通知（事後）によった。約款の変更について個別通知が求められると解する場合、約款は一律の変更が求められることに鑑みると、「周知」が一部に留まった場合の効果をどのように考えるかも問題となる。

<sup>44</sup> 金岡京子「医療保険の既契約の条件変更について」（生命保険論集 152号（2005年））では、約款条項が不当条項規制により無効とされる場合、及び、医療環境の変化への対応の必要性という観点から、医療保険の既契約にかかる約款の変更を研究されている。なお、ドイツ保険契約法では、事情変更による保険料・給付条件の変更（第163条、第203条）や保険約款の特定条項が無効とされた場合の条項の補充（第164条）が規律されている。

【平成25年度大会】  
シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」  
レジュメ：白砂 竜太

い対応

ウ．サービスの拡充に伴う変更

エ．契約年代ごとに取扱が異なる支払事由や事務取扱の統一による実務の合理化<sup>45</sup>

オ．不当条項規制により無効とされた条項を補うもの

賃貸借契約や信託と同様に、極めて長期間継続する保険契約においては、契約期間中に契約を取り巻く環境が変化することは避けられず、潜在的な変更ニーズはあるのではないかと思われ、また、その時々に応じたサービスの提供や実務の合理化は既契約者の利益に資するところも大きいものと思われる。また、一方的な権利行使という形では認められない場合でも、組入れ要件と同様、多数性に配慮した簡易な同意取得を許容する余地がある場面もあるように思われる。

#### (4) 給付記述条項への適用

給付事由は保険契約の要素であるとも考えられることから、給付記述条項への約款の変更に関する規律の適用については、慎重に検討されるべきとも思われる。しかしながら、不当条項規制が給付記述条項について適用の余地があるのであれば、同様のレベルにおいては、給付記述条項であっても約款の変更の余地があるように思われる。

## 7. おわりに

約款に関する規律の導入は、異論も多いところであり、今後の審議において、導入されるものか、どのような考え方にもとづくどのような規律となるか、現段階では不明なところも多い。しかしながら、仮に明文化が見送られたとしても、法制審議会民法(債権関係)部会において、然るべき議論を踏まえて約款に関する基本的な考え方が示されたという事実は極めて重いものと思われ、今後、組入れ要件を中心として、中間試案で示された考え方が約款に関する法的評価のスタンダードになっていくことも十分に考えられるものと思われる。

生命保険は、約款を用いた取引の代表例として挙げられる。中間試案で示された約款に関する規律は、必ずしも生命保険の約款を念頭において検討されたものではないとも思われるが、審議過程を含め、債権法部会の場で示された考え方は、お客様とWIN・WINの関係を目指すにあたって、大変大切なものと考えられる。保険者には、保険制度の健全な運営に努める一方で、これまで以上に、お客様の期待・信頼にこたえる取り組みが求められよう。

以上

<sup>45</sup> 事務取扱の変更はシステム対応を伴い、また、その後に変更後の取扱に沿った事務が積み上げられることから、約款の変更が否定されることのリスクはきわめて大きい。このような観点からは、特に約款の変更に関する規律は、明確なものとなることが望まれる。なお、実務の重層的な管理を行うということは、何らかの新しいサービスを実施する際のシステム開発等も、それぞれの契約群団ごとに行う必要があることになるが、システム開発資源にも限界があり、保有が少ないものを中心に、対応が後回しになる場合も考えられる。

【別紙1】給付記述条項の例（その1）

日本生命「新入院医療特約（H16）」（H20販売終了）																			
<p>被保険者がこの特約の保険期間中につきの手術を受けたとき          その被保険者の責任開始時以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術（別表19）であること          （ア）疾病          （イ）不慮の事故（別表2）          （ウ）不慮の事故（別表2）以外の外因          その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所（別表18）における手術であること</p>	<p>【支払額】          一別表19の金額</p>																		
<p>別表19 手術給付金額表</p> <p>「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下記の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。</p> <p>手術給付金額は、手術1回につき、その被保険者の疾病入院給付日額にその手術の種類に応ずる給付倍率を乗じて得られる金額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手術番号・手術の種類(抜粋)</th> <th>給付倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>§ 循環器・脾の手術</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>20. 静脈瘤根本手術</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>22. 心膜切開・縫合術</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>23. 直視下心臓内手術</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>24. 体内用ペースメーカー埋込術</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>25. 脾摘除術</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>		手術番号・手術の種類(抜粋)	給付倍率	§ 循環器・脾の手術		19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	2.0	20. 静脈瘤根本手術	1.0	21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	4.0	22. 心膜切開・縫合術	2.0	23. 直視下心臓内手術	4.0	24. 体内用ペースメーカー埋込術	2.0	25. 脾摘除術	1.0
手術番号・手術の種類(抜粋)	給付倍率																		
§ 循環器・脾の手術																			
19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	2.0																		
20. 静脈瘤根本手術	1.0																		
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	4.0																		
22. 心膜切開・縫合術	2.0																		
23. 直視下心臓内手術	4.0																		
24. 体内用ペースメーカー埋込術	2.0																		
25. 脾摘除術	1.0																		

「手術給付特約でどのような場合のどのような手術について、どのような形で支給されるかについて、多くの文言を費やして規定されているわけである。当該給付が払われるか払われないか、というのはまさに契約の核心的な部分であり、付随的条項とはいいがたい。しかしこの種の条項内容に対して、主目的部分のように契約者の明確な意思を要求することは、少なくとも全ての契約者に対しては困難であり、いわば第三の「中間的領域」の条項群といえる。」

- 長沼建一郎「消費者契約立法と生命保険契約」(生命保険経営 66 巻 4 号 114 頁)

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

【別紙2】給付記述条項の例（その2）

日本生命「3大疾病保障保険（有配当2012）給付約款」	
被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に つぎのいずれかに該当したとき ( i ) 脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中により初めて医 師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障 害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した と医師によって診断されたとき ( ) 脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中の治療を直接の 目的として、病院または診療所（別表7）において手術（別 表8）を受けたとき	【支払額】 - 保険金額

「脳卒中に罹患と言っても、後遺症が全く残らないものから、仕事を長期間休まなければならないといったケースまで様々であり、お客様の負担可能な保険料水準を維持しつつ、保険金が本当に必要な重度な疾病を患っているお客様に十分な給付を行うためには、約款上において疾病の程度を規定する必要がある。このため、前述の3大疾病保障保険の給付要件は、「言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続したと診断されたとき」と規定されている。仮に、このような規定がない場合、軽度な症状でも保険金が受け取れる反面、支払件数が増加し、保険料が極端に高くなる可能性もあるため、保障の内容と保険料のバランスにも配慮し、商品開発を行っている。」

「このように、保障範囲を拡大した上で、負担可能な保険料水準を設定するためには、必然的に細かな支払事由の規定が必要になるが、そのような中でも、保険会社においては、できる限りシンプルな商品体系としていく努力が必要なのは言うまでもない。」

- 櫻原英男「生命保険商品の比較について」保険学雑誌 612号(2011年)81頁

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

【別紙3】約款規定の変遷（手術給付金）

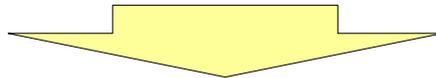
<p>日本生命「新入院医療特約（H16）」（H20販売終了）</p>
<p>（【別紙1】参照）</p>



日本生命「総合医療保険（有配当2012）給付約款」	
<p>公的医療保険制度〔中略〕にもとづく医科診療報酬点数表〔中略〕によって手術料の算定対象として列挙されている手術〔中略〕。</p> <p>ただし、つぎに定めるものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ）創傷処理</li> <li>（ ）皮膚切開術</li> <li>（ ）デブリードマン</li> <li>（ ）骨、軟骨または関節の非観地敵または徒手的な整復術、 整復固定術及び授動術</li> <li>（ ）外耳道異物除去術</li> <li>（ ）鼻内異物摘出術</li> <li>（ ）抜歯手術</li> </ul>	<p><b>【支払額】</b></p> <p>入院中 - 日額の20倍</p> <p>入院中以外 - 日額の10倍</p>

「従来の手術給付は、手術名列挙方式による88種類の手術を保障対象としていたが、医学用語が多く、難解な規定となっており、顧客の受けた手術が生保会社の手術保障の保障対象となるのか、保障される金額はいくらなのかについては、必ずしも顧客にとってわかりやすい形式とはいえなかった。」

- 小林雅史「医療保険の約款について」保険学雑誌 612号(2011年)212頁



「総合医療特約」では、手術給付金についても、従来の、支払対象となる手術を約款の別表で定める方式から、原則として、公的医療保険制度の対象とリンクさせることで、給付対象の手術かどうかの明確化、および給付対象手術範囲の拡大といった商品改定を行っている。その結果、より「シンプル」で「わかりやすく」かつ「充実した保障内容」を実現している。

- 樫原英男「生命保険商品の比較について」保険学雑誌 612号(2011年)84頁

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

【別紙4】約款規定の変遷（3大疾病保険金）

日本生命「3大疾病保障定期保険特約」(平成15年3月25日時点)  
別表7 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物〔中略〕とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物〔以下、略〕	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌および責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物を除く）

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物〔以下、略〕	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物〔以下、略〕	C00～C14



日本生命「3大疾病保障定期保険特約」(平成18年3月27日時点)  
別表7 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物〔中略〕とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義〔略〕  
表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード〔略〕

【平成25年度大会】

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ：白砂 竜太

【別紙5】約款規定の変遷（付随的条項の例）

日本生命「利益配当付養老生命保険（56）」

- 第16条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

保険金、給付金は、調査のため特に時日を要する場合のほか、前項の必要書類が会社の本店に到達してから5日以内に会社の本店で支払います。



日本生命「終身保険（有配当2012）給付約款」

- 第7条 保険金の支払時期および支払場所

保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。